

## 安全保障理事会議長声明

「イラクに関する情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年2月26日に開催された、安全保障理事会の第6279回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、イラクの独立、主権、統一および領土保全に対する安保理の公約を再確認し、またイラク国民、同地域および国際社会にとってのイラクの安定と安全の重要性を強調する。

安全保障理事会は、イラク政府が、国際的な不拡散体制を支持した軍縮条約およびその他の関連する国際的文書を遵守し、また不拡散と軍縮基準を遵守するための追加的措置を講じることを約束し、またイラク政府の憲法的且つ立法的手続に従って、および国際的規範と義務に従ってそれらの措置を履行することに向けて行われた進展に関して安全保障理事会、IAEA並びにその他の関連する機関に通知することも約束したことを確認している、2010年1月18日にイラク外務大臣により送られた書簡を歓迎する。

安全保障理事会は、2009年2月12日に186番目の当事国となる、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約へのイラクの加入を歓迎する。

安全保障理事会は、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範に調印するイラク政府の意図をまた歓迎する。

安全保障理事会は、イラクが2008年に国際原子力機関（IAEA）と包括的保障措置協定の追加議定書に調印したこと、および追加議定書は、包括的核実験禁止条約と同様に、現在批准のため議会で討議中であることをまた歓迎する。安全保障理事会は、イラク法に一致して、イラクが追加議定書を、それが発効するまでの間、暫定的に適用することに同意したことを更に歓迎する。

安全保障理事会は、とりわけイラクが追加議定書を批准することの重要性を強調する。安全保障理事会は、追加議定書が発効するまでの間の暫定的履行を含むイラクの保障措置に関連するIAEAとの協力の質に関して可及的速やかに、IAEAが安保理に知らせることをまた要請する。

安全保障理事会は、大量破壊兵器と民間の原子力活動に関する決議687（1991）と707（1991）における規制を向上させることを目的として、一旦必要な措置が講じられたならば、再検討する安保理の用意が調っていることを強調する。